

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
入札説明書

相模原市

令和8年5月13日

《目 次》

第1 用語の定義	1
第2 入札説明書の位置づけ.....	3
第3 事業内容に関する事項.....	4
1. 事業名称	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 施設の位置づけ	4
5. 事業目的	4
6. 事業の概要	4
7. 事業方式等	5
8. 契約の形態	5
9. 事業者の収入	6
10. 本事業のスケジュール	6
11. 事業期間終了後の措置	7
12. 関係法令等の遵守	7
第4 募集及び選定に関する事項.....	11
1. 事業者の募集及び選定方法	11
2. 募集及び選定の手順	11
3. 入札に関する担当部署等	18
4. 入札参加資格要件	18
5. 審査及び落札者の選定	21
6. 本事業に関する条件	22
7. 落札後の手続き	22
第5 公共施設等の立地及び規模に関する事項.....	24
1. 敷地条件	24
2. 規模及び機能	24
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	26
1. 係争事由に係る基本的な考え方	26
2. 管轄裁判所	26
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	27
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	27
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	27
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	28
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	28
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	28
3. その他の支援	28

第9 その他事業の実施に関し必要な事項.....	29
1. 議会の議決	29
2. 情報の提供	29
3. 応募に伴う費用負担	29
4. 事業担当課	29
別紙ー1 事業スキーム図	30
別紙ー2 施設改修費及び指定管理料の算定、支払及び改定方法.....	31
1. 市から事業者への支払	31
2. 本事業費の支払方法	32
3. 施設改修費の改定	35
別紙ー3 モニタリングの実施.....	38
1. モニタリングの基本的な考え方	38
2. 施設改修におけるモニタリング	38
3. 維持管理・運営におけるモニタリング	38
別紙ー4 事業者が付保する保険について.....	41
1. 施設改修期間	41
2. 維持管理・運営期間中の保険	41

第1 用語の定義

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
市	相模原市をいう。
本事業	相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業をいう。
本施設	本事業の事業範囲の対象となる相模原市営斎場及び駐車場を含む外構等の施設全てをいう。
事業者	市と基本契約を締結し、本事業を実施する民間事業者をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
入札参加者	本事業の入札手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。
落札者	市が設置する事業者選定委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した入札参加者をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業であり、特別目的会社（SPC）の最大出資比率の企業をいう。
共同企業体（JV）	市と設計施工一括契約を締結する者をいう。入札参加者の構成企業のうち設計企業、改修工事企業、工事監理企業、火葬炉企業で構成される。
特別目的会社（SPC）	本施設の維持管理・運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
構成企業	事業者を構成する各企業をいう。
構成員	構成企業のうち、特別目的会社（SPC）に対して出資を行う企業をいう。
協力企業	構成企業のうち、特別目的会社（SPC）に対して出資を行わない企業をいう。
設計企業	構成企業のうち、火葬炉を除く本施設の施設改修業務のうち、設計業務を行う企業をいう。
改修工事企業	構成企業のうち、火葬炉を除く施設改修業務（設計業務及び工事監理業務を除く）を行う企業をいう。
工事監理企業	構成企業のうち、本施設の工事監理業務を行う企業をいう。
火葬炉企業	構成企業のうち、火葬炉の設計・解体・撤去・設置工事・維持管理業務を行う企業をいう。
維持管理企業	構成企業のうち、火葬炉を除く本施設の維持管理業務を行う企業をいう。
火葬炉運転企業	構成企業のうち、火葬炉の運転業務を行う企業をいう。
運営企業	構成企業のうち、火葬炉運転業務を除く本施設の運営業務を行う企業をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、設計施工一括契約及び指定管理協定の総称をいう。
入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
要求水準書	本事業の事業者に要求する業務の水準を示すための書類をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準などの書類をいう。
基本協定	落札者の決定後、事業契約締結に向けた市と落札者の双方の協力義務等を定めるものをいう。
基本契約	市と事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とし、役割分担、設計施工一括契約及び指定管理協定の締結に関する事項等を定めるものをいう。
設計施工一括契約	本事業の施設改修業務の実施のために、基本契約に基づき、市と共同企業体（JV）が締結する契約をいう。
指定管理協定	本事業の維持管理・運営業務の実施のために、基本契約に基づき、市と特別目的会社（SPC）が締結する協定をいう。
事業者選定委員会	相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業に係る事業者を選定するため、最優秀提案者を決定する委員会をいう。

建築改修業務	施設改修業務のうち、設計等をのぞく建築・建築設備の改修及び火葬炉の改修にあたる業務をいう。
建築改修業務等	施設改修業務のうち、建築改修業務、備品等設置業務及びその他施設改修上必要な業務をいう。

第2 入札説明書の位置づけ

市は、相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、本施設の施設改修、維持管理及び運営を一体的に行うDBO方式により実施するため、令和7年11月28日に「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行例第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、「入札説明書」「要求水準書」「落札者決定基準」「基本協定書（案）」「基本契約書（案）」「設計施工一括契約書（案）」「指定管理者基本協定書（案）」「様式集」及びこれらに関する質問回答（以下「入札説明書等」という。）により、実施する。

入札参加者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

第3 事業内容に関する事項

1. 事業名称

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称

相模原市営斎場

3. 公共施設等の管理者

相模原市長

4. 施設の位置づけ

市は、上記施設を「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める公の施設として位置付ける。

5. 事業目的

相模原市営斎場（以下「本施設」という。）は、平成4年10月の供用開始から30年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいる。また、市においては高齢者人口の増加に伴う死亡者数の増加への対応が求められている。このような状況を踏まえ、本事業では火葬炉設備の更新を含む改修工事を行うとともに、機能の拡充によって火葬能力の向上を図る。

本事業は、本施設の施設改修、維持管理及び運営について、民間ノウハウを活用することにより財政負担の縮減と施設の機能や運営等において、より効果的かつ質の高い公共サービスの提供することを目的とし実施する。

6. 事業の概要

本事業において事業者が行う業務範囲は、以下のとおりとする。

ア 施設改修業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 建築改修業務
- d 備品等設置業務
- e 工事監理業務
- f 稼働準備業務
- g その他施設改修上必要な業務

イ 統括管理業務

- a 統括マネジメント業務
- b 総務・経理管理業務

- c その他統括管理上必要な業務

ウ 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 火葬炉設備保守管理業務
- d 植栽・外構等維持管理業務
- e 清掃業務
- f 環境衛生管理業務
- g 備品等管理業務
- h 警備業務
- i 事業終了時の引継ぎ業務

エ 運營業務

- a 予約受付業務
- b 利用者受付業務
- c 公金徴収業務
- d 告別業務・炉前業務
- e 収骨業務
- f 火葬炉運転業務
- g 待合室関連業務
- h 残骨灰、集じん灰の管理及び保管業務
- i 式場・霊安室関連業務
- j 死胎等の受付・火葬業務
- k その他運営上必要な業務

オ 自主事業（任意提案）

- a 売店等運營業務

7. 事業方式等

本事業は、PFI法に準じて、本施設の施設改修業務、維持管理業務及び運營業務を一体的に行うDBO方式により実施する。

8. 契約の形態

市は、本施設の施設改修業務、維持管理業務、運營業務を一括で発注するため、事業者選定後、落札者と基本協定を締結し、その後、本事業に係る契約として市は、事業者と基本契約を、共同企業体（JV）と設計施工一括契約を、特別目的会社（SPC）と指定管理協定を締結する（本事業の

事業スキームは別紙－１を参照）。

9. 事業者の収入

市は、本施設の施設改修業務に係る費用を施設改修費として、維持管理・運營業務に係る費用を指定管理料として事業者を支払う。詳細は「別紙－２ 施設改修費及び指定管理料の算定、支払及び改定方法」に示す。

① 施設改修業務に係る対価（施設改修費）

市は共同企業体（JV）が実施する設計業務及び建築改修業務等に係る対価について共同企業体（JV）に支払う。なお、支払いは出来高に応じて支払う。

②維持管理・運營業務に係る対価（指定管理料）

市は特別目的会社（SPC）が実施する維持管理及び運營業務に係る対価について、維持管理及び運営期間にわたって特別目的会社（SPC）に支払う。

10. 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和8年11月	落札者の決定
令和8年12月	仮契約の締結
令和9年3月	契約議案の議会議決 本契約の締結
令和9年4月	事前調査及び設計業務着手
令和10年3月	指定管理者基本協定の締結
令和10年4月	建築改修業務等着手及び維持管理・運營業務開始
令和13年3月	施設改修業務完了
令和28年3月	事業期間終了

※令和9年4月～令和10年3月までは現事業者が維持管理・運營業務を実施する。

※施設改修業務のうち、建築改修業務等については、原則として、令和10年4月以降に実施するものとする。ただし、現施設の指定管理者及び市と協議の上、施設運営に支障がないことが確認・調整できた場合、令和9年度からの実施を可能とする。

年度	R8年度				R9年度				R10年度				R11年度				R12年度				R13年度				～	R27年度			
月	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1		4	7	10	1
	基本契約★				施設改修期間（4年間）				維持管理・運営期間（18年間）																				
	設計施工一括契約★																指定管理者基本協定★												
	← 現指定管理者による運営								→ 事業者による運営																				

11. 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引継ぎを行わなければならない。

12. 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は最新版を適用すること。（以下関係法令列举）

1) 適用法令等

- ・墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）（昭和23年5月31日法律第48号年号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・浄化槽法（昭和58年法律43号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年法律

第91号)

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）（昭和45年法律第20号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）（昭和54年法律第49号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）（平成27年法律第53号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- ・その他関連する法令等

2) 設計基準、仕様書等

- ・相模原市屋外広告物条例（平成14年相模原市条例第56号）
- ・相模原市建築基準条例（平成11年相模原市条例第47号）
- ・相模原市建築許可等取扱規則（昭和46年相模原市規則第26号）
- ・相模原市開発事業基準条例（平成17年相模原市条例第59号）
- ・相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例（令和6年相模原市条例第59号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行規則（平成18年省令第110号）
- ・相模原市行政手続条例（平成9年相模原市条例第13号）

- ・相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年相模原市規則第55号）
- ・相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号）
- ・相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）
- ・相模原市公文書管理条例（平成25年相模原市条例第46号）
- ・相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号）
- ・相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）
- ・相模原市市有財産条例（昭和39年相模原市条例第34号）
- ・相模原市営斎場条例（平成4年相模原市条例第12号）
- ・相模原市営斎場条例施行規則（平成4年相模原市規則第44号）
- ・相模原市墓地等の経営の許可に関する条例（平成14年相模原市条例第49号）
- ・相模原市環境方針
- ・相模原市地球温暖化対策計画（事務事業編）
- ・相模原市洗剤対策推進方針
- ・相模原市地域防災計画
- ・神奈川県広域火葬計画
- ・神奈川県広域火葬実施要領
- ・その他関連する条例・規則等

3) 適用基準等

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・火葬場の建設維持管理マニュアル
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・構内舗装・排水設計基準及び同解説
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 建築物修繕措置判定手法
- ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・ その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

第4 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、民間事業者が入札説明書で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、総合評価一般競争入札によって事業者を選定する。審査内容は、参加資格審査を実施した上で、提案審査及び価格審査を総合的に行う。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2. 募集及び選定の手順

1) 事業者の募集・選定スケジュール

内容	日程
入札公告	令和8年5月13日
現地見学	令和8年5月21日
入札説明書等に関する質問受付締切（第1回）	令和8年6月12日
入札説明書等に関する質問の回答公表（第1回）	令和8年7月6日
参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切	令和8年7月17日
参加資格審査結果の通知	令和8年7月29日
入札説明書等に関する質問受付締切（第2回）及び官民対話（第1回）の受付締切	令和8年8月5日
官民対話（第1回）	令和8年8月24日～26日
入札説明書等に関する質問の回答公表（第2回）	令和8年9月4日
提案書類の受付締切	令和8年10月14日
提案書類に関するプレゼンテーション・ヒアリング	令和8年11月中旬
落札者の決定	令和8年11月中旬
審査講評の公表	令和8年12月上旬
仮契約の締結	令和8年12月末
本契約の締結	令和9年3月

2) 提供資料

要求水準書別添資料1～14の電子データ（CD-R）の提供（個別配付）を行う。詳細は「様式 1-1 資料提供申込書」を参照すること。希望者は、令和8年5月13日（水）以降、「様式 1-1 資料提供申込書」に必要事項を記入の上、事業担当課に電子メールにて提出すること。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業 資料提供希望申込（●●）」（●●は提出企業名）とすること。

3) 現地見学の受入

本事業の趣旨や本施設の現状について、民間事業者の理解促進を図るため、事前申し込みの上、現地見学を実施する。

① 受入可能日時

ア 第1回：令和8年5月21日（木）

イ 随時受入（上記以外の日程）

スケジュールに示す現地見学会の他に、追加の現地見学を随時受け入れる。

なお、受入可能日は、休場日及び火葬炉を利用することができない日のうち原則として平日に限る。市のホームページの相模原市営斎場「休場日・休炉日」を参照すること。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/shisetsu/shikanren/etc/1002725.html>

【時間】 9時～17時の間で1時間程度

現地見学会への参加申込者に対して、別途、市から詳細を通知する。

② 参加申込方法

「様式 1-2 現地見学会 参加申込書」に必要事項を記入の上、第1回は令和8年5月19日（火）の17時までに、それ以外の日程での随時受入を希望する場合は見学を希望する日程の1週間前の17時までに、事業担当課に電子メールにて連絡すること。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業現地見学予約（●●）」（●●は提出企業名）とすること。なお、複数企業のグループで参加することを可能とする。

4) 入札説明書等に関する質問受付（第1回）、質問の回答公表（第1回）

入札説明書等に関する質問及び回答を以下のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、入札参加者の特殊な技術、ノウハウなどに係る入札参加者の権利、競争上の地位その他相当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことができる。

① 受付期間

令和8年5月13日（水）から令和8年6月12日（金）まで

② 提出方法

入札説明書と同時に市のホームページに公表する様式集（様式 1-3）（Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業 入札説明書等に関する質問（第1回）（●●）」（●●は提出企業名）とすること。また、質問書を提出した者は、市に受領確認を電話で行うこと。

③ 提出先（事業担当課）

相模原市 市民局 斎場管理課

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

電 話：042-707-7025

④回答の公表

令和8年7月6日（月）17:00までに市のホームページにて公表する。

5) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者の代表企業は、以下の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式 2-1～2-6）を提出すること。

① 受付期間

令和8年7月17日（金）まで

②提出方法

入札参加者の代表企業が事業担当課へ持参又は配達証明付郵便により提出期限までに到達しなければならない。持参の場合は、9:00から17:00まで（ただし、12:00から13:00まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

③参加資格審査申請書類

「様式集」に示すとおり。

④提出先（事業担当課）

相模原市 市民局 斎場管理課

〒252-5277

住 所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階

電 話：042-707-7025

FAX : 042-754-7990

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

⑤参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和8年7月29日（水）に入札参加者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要となる入札参加者番号等を交付する。

⑥参加資格審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

イ 参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事業担当課へ書面（様式 2-7）を提出すること。提出方法は持参又は配達証明付郵便によるものとし、持参の場合は、9:00から17:00まで（ただし、12:00から13:00まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

ウ 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

⑦その他

ア 提出期限に遅れた参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

6) 入札説明書等に関する質問受付（第2回）及び官民対話（第1回）の受付

①対象

参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた入札参加者

②受付期間

令和8年7月29日（水）から令和8年8月5日（水）まで

③提出方法

下記④の提出書類をE-mailに添付し送付すること。

なお、下記④の提出書類を提出した者は、市に受領確認を電話にて行うこと。持参の場合は、9:00から17:00まで（ただし、12:00から13:00まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

④提出書類

ア 入札説明書等に関する質問書（様式 1-4）（Excel形式）

イ 官民対話に関する申込書及び質問書（様式 4-1、4-2）

⑤提出先（事業担当課）

相模原市 市民局 斎場管理課

〒252-5277

住 所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階

電 話：042-707-7025

FAX : 042-754-7990

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

7) 官民対話（第1回）の実施

①目的

市及び参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、要求水準書等の意図を理解することを目的として実施する。

②実施日

令和8年8月24日（月）から令和8年8月26日（水）

③実施要領

入札参加者に対して、当日における官民対話の実施要領を送付する。

④質疑事項の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式 4-2の質問事項、また当日の入札参加者からの質問事項を、市と入札参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を市のホームページにて公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、市と入札参加者の協議の上、公表しないことがある。

なお、原則入札公告条件は変更しないことを想定しているが、市が必要と判断した場合は、要求水準等の内容を見直す場合がある。その際には変更版を公表する。

⑤上記以外の時期での対話の実施

入札参加者が要求水準の確実な理解の上での提案実施を行うことを目的に、上記で定めた官民対話実施日以外（入札公告日以降提案書提出日まで）において必要な場合には対話の実施を受け付けることを可能とする。これを希望する場合には、対話を希望する日時や具体的な対話事項について、市の事業担当課に連絡した上で、対話の方法を含めて個別に調整するものとする。対話の結果については、概要を公表するものとし、公表の方法や時期は内容に応じて市の判断とする。

8) 入札説明書等に関する質問の回答公表（第2回）

入札説明書等に関する質問の回答公表（第2回）は令和8年9月4日（金）までに市のホームページにて公表する。

9) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限日までに、様式 3-1を市へ持参により提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な扱いをされることはない。

10) 提案書類の受付

入札参加者の代表企業は、次の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を事業担当課へ提出すること。なお、市は入札参加者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

①対象

入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた入札参加者

②提出期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月14日（水）17:00までとする。

③提出方法

提案書は入札参加者の代表企業が事業担当課へ持参又は配達証明付郵便により期限までに到達しなければならない。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。また、封入物の鑑には「事業提案書在中」と朱書きすること。なお、市は、提出された事業提案書を審査した上で必要があると判断した場合は、当該書類の補正もしくは再提出を求めることがある。

※入札参加者は、提案書を持参にて提出する場合は、提出する日時を提出予定日の前日までに事業担当課に連絡すること。また郵送にて提出する場合は、郵送した旨を事業担当課に電話で連絡すること。

④提出書類

様式集に従い作成すること。

⑤提出先（事業担当課）

相模原市 市民局 斎場管理課

〒252-5277

住 所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階

電 話：042-707-7025

FAX : 042-754-7990

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

⑥開札

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、これらの者が立ち会わない場合に当たっては、本事業に直接関与しない市職員を立ち合わせて行う。立会は、1入札参加者につき、1名とする。

開札においては、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表を行わない。予定価格を超えていないことを確認した事業提案書を提出した者を、提案内容の審査対象とする。入札価格の確認に関する詳細は「別添2：落札者決定基準」に示す。

入札の回数は、1回とする。

ア 開札時期

令和8年11月中旬

イ 開札場所

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所

⑦プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション・ヒアリングの詳細については、別途事業提案書を提出した入札参加者の代表企業に通知する。

⑧入札結果の通知

令和8年11月中旬に入札参加者の代表企業に書面で通知する。

なお、電話等による問合せには応じない。

入札結果の概要については、市のホームページにて公表する。

⑨審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

イ 審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事業担当課へ書面（様式 2-7）を提出すること。提出方法は持参又は配達証明付郵便によるものとし、持参の場合は、9:00から17:00まで（ただし、12:00から13:00まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

⑩その他

ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

1 1) 入札に課する留意事項

①入札説明書等の承諾

入札参加者は、「入札参加資格審査申請書（様式 2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

②費用負担

入札参加申込みに係る経費は、入札参加者の負担とする。

③提出書類の取扱い

ア 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ 著作権

入札に関する資料の著作権は、入札参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、入札参加者に事前に協議した上で必要な範囲において、市が公表等を行うことができるものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

④資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

⑤使用言語及び単位、時刻

様式集に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑥入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された入札参加者以外の者が行った入札

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ 入札参加者の記名並びに入札参加者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

カ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

キ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

⑦入札の中止等

本事業の入札手続きに関して市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

⑧その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、市は入札参加者に通知することとする。

3. 入札に関する担当部署等

1) 事業担当課

入札及び事業に関する担当部署（提出書類など受付窓口）は以下のとおりとする。

相模原市 市民局 斎場管理課

〒252-5277

住所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階

電話：042-707-7025

FAX：042-754-7990

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

4. 入札参加資格要件

入札参加者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、入札参加者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業で構成するものとする。

- a 設計企業
- b 改修工事企業
- c 工事監理企業
- d 火葬炉企業
- e 維持管理企業
- f 運営企業
- g 火葬炉運転企業
- h その他企業（※必要に応じて）

イ 本事業への入札参加者は、複数の企業等で構成されるグループとし、代表企業を定めるものとする。また、当該代表企業が入札参加手続を行うこととする。

ウ 入札参加者の各構成企業は、入札参加に当たり、企業名及び担当する業務範囲を明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業が建築改修業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

エ 入札参加者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、

市の承認を得た場合に限り変更することができる。

オ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(注)「資本関係がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人的関係がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

2) 入札参加者の参加資格要件

ア 共通事項

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
 - b 開札日の前日までに相模原市契約規則に基づく相模原市入札参加資格者名簿に登録があること。
 - c 入札説明書等の公表日から落札者選定・公表日までの間において、相模原市入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - d 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項もしくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくはもしくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - e 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - f 国、県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
 - g 本事業に係るアドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社（同協力事務所として日比谷パーク法律事務所）と資本関係又は人的関係がある者でないこと。
 - h 事業者選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
 - i 指定管理者の指定を受ける者は、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年相模原市規則第55号）第4条に規定する者に該当しない者であること。
- イ 設計企業及び工事監理企業は、以下の要件を満たすものとする。なお、複数で参加する場合は、全ての企業が a を満たすこととし、少なくとも 1 者は a～c を満たすこと。
- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 平成23年4月以降において、公共施設に係る改修工事等の基本設計又は実施設計業務を元請で行った完了実績があること。
 - c 平成23年4月以降において、床面積2,000㎡以上の火葬場（式場を併設するもの。新築・

改修を問わない)に係る基本設計又は実施設計業務を元請で行った完了実績があること。

ウ 改修工事企業は、以下の要件を満たすものとする。なお、複数で参加する場合は、全ての企業が a を満たすこととし、少なくとも 1 者は a~c を満たすこと。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- b 平成23年4月以降において、公共施設に係る改修工事等の建設業務を元請で行った完了実績があること。
- c 平成23年4月以降において、延床面積2,000㎡以上の火葬場（式場を併設するもの。新築・改修を問わない）に係る建設業務を元請で行った完了実績があること。

エ 火葬炉企業は、以下の要件を満たすものとする。

- a 平成23年4月以降において、10基以上の火葬炉を有する火葬場（新築・改修を問わない）への火葬炉の納入・設置を行った実績があること。

オ 維持管理企業は、以下の要件を満たすものとする。

- a 平成23年4月以降において、公共施設に係る維持管理業務を3年以上元請で継続実施した実績があること。

カ 運営企業は、以下の要件を満たすものとする。

- a 平成23年4月以降において、1日当たり20枠以上の予約枠を有する火葬場（式場を併設するもの）の運営業務を3年以上継続実施した実績があること。
- b 平成23年4月以降において、1炉・1日当たり2枠以上（1日当たりの最大火葬予約枠数で換算・胞衣炉、動物炉は含めない）の稼働となる火葬場（式場を併設するもの）において運営業務を3年以上継続実施した実績があること。

キ 火葬炉運転企業は、以下の要件を満たすものとする。

- a 平成23年4月以降において、10基以上の火葬炉を有する火葬場における火葬炉の運転を3年以上継続実施した実績があること。

3) 参加資格の確認及び失格要件

ア 参加資格確認日は、参加表明書の受付期限日とする。

イ ただし、参加資格確認後、落札者決定までの間に、入札参加者が2)の参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合においては、当該入札参加者による入札は無効とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くに至った場合で、市と協議の上、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合にお

いて、市は、落札者決定を取り消した入札参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、その程度及び事業能力等を市が勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結することができるものとする。

5. 審査及び落札者の選定

1) 審査機関

市は、入札参加者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、市が設置した事業者選定委員会において審査を実施する。

表 事業者選定委員会委員

委員名		所属・役職
外部評価 委員	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授
	吉川 徹	東京都立大学大学院都市環境科学研究科建築学域 教授
	苗村 俊	苗村俊公認会計士事務所 公認会計士
	木村 顯	元横浜市職員・元横浜市北部斎場長
相模原市	井上 美紀	相模原市市民局 局長

(敬称略)

落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2) 審査の手順及び方法

①参加資格審査の実施

市は、入札参加者が提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

②提案審査の実施

事業者選定委員会は、落札者決定基準に示す審査基準に従って提案書類の審査を行う。事業者選定委員会の審査を経て最優秀提案者を選定し、市は落札者を決定する。

ア 基礎審査

入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた入札参加者から提出された提案内容が市の要求水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された入札参加者のみ次段階の提案内容審査及び価格審査に進むこととする。

イ 提案内容審査

基礎審査において市の要求する要件を満たした入札参加者を対象として、「落札者決定基準」に基づき提案内容について審査し、提案内容点を決定する。

③価格審査

予定価格を超過しない入札参加者の入札価格について、落札者決定基準に定める算定式により価格点を算出する。本事業の予定価格は以下のとおりである。なお次に示す予定価格を超過した入札を行った入札参加者は失格とする。

予定価格 : 15,720,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

④審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

⑤総合評価

事業者選定委員会は、提案内容点と価格点から落札者決定基準に定める総合評価を行い、最優秀提案者を選定する。その結果に基づき市が落札者を決定し、入札参加者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

⑥審査結果

審査結果については、各入札参加者へ通知するほか、落札者の決定及び審査講評を市のホームページに掲載する。

6. 本事業に関する条件

1) 保険

事業者が加入する保険についての詳細は、「別紙－4 事業者が付保する保険について」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2) 想定されるリスク分担

①基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

②想定されるリスクの分担

想定されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として事業契約書（案）に定めるとおりとする。

7. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、市と落札者は事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

2) 事業契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、事業契約内容の協議は事業契約書（案）の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

3) 共同企業体（JV）の設立

落札者決定後、落札者は、次の要件を満たす共同企業体（JV）を速やかに設立すること。なお、共同企業体（JV）は甲型、乙型は問わない。

ア 設計企業、改修工事企業、工事監理企業、及び火葬炉企業を共同企業体（JV）の構成企業とすること。

イ 共同企業体の代表企業の出資比率は共同企業体の構成企業中最大とすること。

4) 特別目的会社（SPC）の設立

落札者決定後、落札者は、次の要件を全て満たす特別目的会社（SPC）を速やかに設立すること。

ア 特別目的会社（SPC）の本店所在地は相模原市内とすること。

イ 全ての構成員は特別目的会社（SPC）へ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は構成員中最大とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。

ウ 市との協議の上、市からの承諾がある場合に限り、代表企業を変更することも可能とする。

エ 特別目的会社（SPC）の定款において、その資本金が本事業を安定的に実施するために十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とすること。

オ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社（SPC）の株式を保有するものとし、市の同意なく特別目的会社（SPC）の株式の譲渡、これに対する担保権の設定及びその他の処分を行わないこと。

5) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

入札保証金は免除する。

②契約保証金等

事業者は、事業契約のうち設計施工一括契約の定めに基づき契約保証金を納付するものとする。

6) 指定管理者の指定

市は、本施設を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、SPCを同法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

第5 公共施設等の立地及び規模に関する事項

1. 敷地条件

表 立地に関する事項

項目	内容	
所在地	神奈川県相模原市南区古淵5丁目26番1号	
区域区分	市街化区域	
用途地域	第一種住居地域	準工業地域
建蔽率	60%	60%
容積率	200%	200%
防火・準防火地域	準防火地域	指定なし
道路斜線制限	規制あり	規制あり
北側斜線制限	規制なし	規制なし
隣地斜線制限	規制あり	規制あり
日影規制対象建築物	高さが10mを超える建築物(測定水平面4m)	高さが10mを超える建築物(測定水平面4m)
敷地境界線から5mを超え10m以内	4時間	4時間
境界敷地線から10mを超える	2.5時間	2.5時間
立地適正化計画	都市機能誘導区域外※	都市機能誘導区域外
	居住誘導区域内	居住誘導区域内

※一部(市営斎場来場者駐車場3)については、立地適正化計画の都市機能誘導区域

2. 規模及び機能

表 現施設の概要

供用開始	平成4年10月
都市計画決定	昭和60年12月(相模原市告示第124号)
規模	敷地面積: 約 22,617㎡ 建築面積: 約 2,942㎡ 延床面積: 約 4,256㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造(地上2階・地下1階)

主要施設	火葬炉施設	火葬炉11基、（一般用10基、胎児炉1基）、炉前ホール1か所、告別ホール3か所、収骨室3室			
	葬儀施設	大式場（100名用、控室あり） 小式場（70名用、控室あり）			
	待合施設	待合室12室（40名用2室、20名用10室） 待合ロビー、売店、更衣・授乳コーナー			
	霊安室	1室（保冷库4基）			
	駐車場	約140台（第1駐車場50台※マイクロバス7台含む、第2駐車場59台、第3駐車場31台） その他、式場棟南側に業者用駐車場20台分のスペースあり。			
営業日数等	開場日数	360日（令和7年度）			
	休場日	1月1日～3日、市長又は指定管理者が定める日（年2日程度）			
	休炉日	月1回			
	開場時間	8:30～17:00 ※通夜のある日は8:30～21:00の運用			
使用料 （内訳）	区分		単位	市内住民	市外住民
	火葬炉	12歳以上	1体	6,000円	54,000円
		12歳未満	1体	4,000円	36,000円
		死胎	1胎	2,400円	21,600円
		改葬	1件	2,400円	21,600円
		身体の一部	1件	2,400円	21,600円
	大式場	通夜・告別式	1回	50,000円	75,000円
	小式場	通夜・告別式	1回	40,000円	60,000円
霊安室		1体24時間 当たり	3,000円	5,000円	
利用実績 （3年度分）	項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	火葬炉利用件数		7,860件	8,081件	8,320件
	大式場貸館率		96.0%	94.7%	94.1%
	小式場貸館率		98.1%	97.7%	97.6%
	霊安室貸館率		70.2%	70.5%	72.0%

第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、市は事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ウ ア又はイの規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができる。
- イ アにより事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

- ア 施設改修期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計施工一括契約を解除することができる。その場合、指定管理協定についても解除することができる。
- イ 維持管理・運営期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、指定管理協定を解除することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。なお、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、PFI法に規定する財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。なお、本事業は地方債の活用を予定している。また、その他に財政上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3. その他の支援

市は、事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定を行った。また、設計施工一括契約は、令和9年3月の議会議決、指定管理者の指定に関して、令和9年12月の議会議決を予定している。

2. 情報の提供

情報提供は、適宜、市のホームページにて行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4. 事業担当課

相模原市 市民局 斎場管理課

〒252-5277

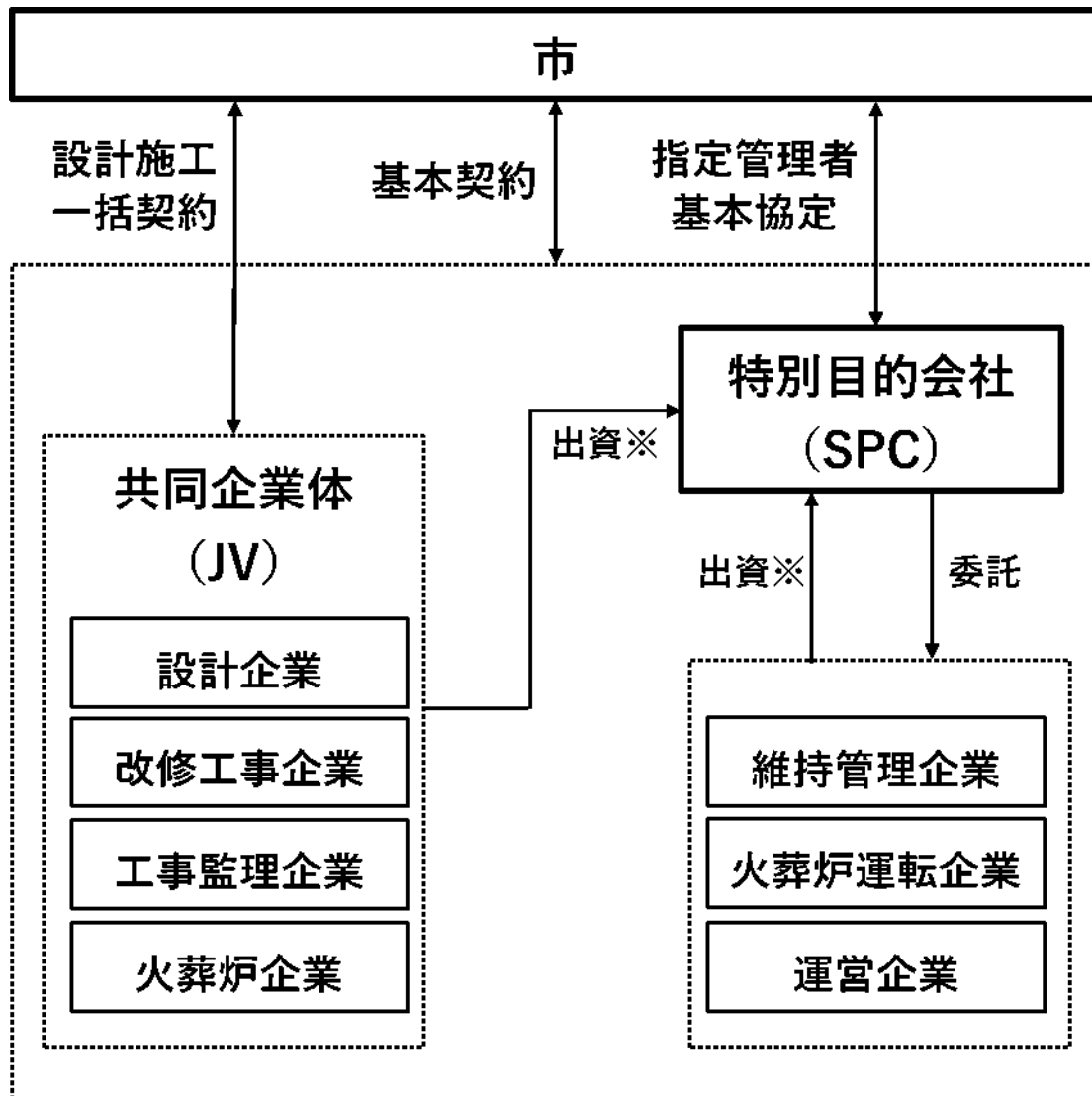
住 所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階

電 話：042-707-7025

FAX : 042-754-7990

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

別紙－1 事業スキーム図



※SPCへの出資は構成企業のうち構成員のみが行う。

※改修工事企業の少なくとも1者、運営企業の少なくとも1者、及び火葬炉企業は必ず構成員とすること。

別紙－２ 施設改修費及び指定管理料の算定、支払及び改定方法

1. 市から事業者への支払

本事業の実施に対し、市は事業者に対し、施設改修業務に係る費用（以下、「施設改修費」という。）、本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価（以下、「指定管理料A～E」という。）、消費税及び地方消費税を支払う。

各費用の内訳は以下のとおりである。

表1 施設改修費、指定管理料及び消費税及び地方消費税の内訳

費用項目	項目
施設改修費	・本施設の施設改修業務に係る費用
指定管理料A	
指定管理料A－1	建築改修業務等期間中（令和10年4月～令和13年3月を想定）における ・維持管理業務及び運営業務に係る人件費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料A－2	建築改修業務等終了後（令和13年4月～令和28年3月を想定）における ・維持管理業務及び運営業務に係る人件費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料B	
指定管理料B－1	建築改修業務等期間中（令和10年4月～令和13年3月を想定）における ・光熱水費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料B－2	建築改修業務等終了後（令和13年4月～令和28年3月を想定）における ・光熱水費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料C	
指定管理料C－1	建築改修業務等期間中（令和10年4月～令和13年3月を想定）における ・燃料費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料C－2	建築改修業務等終了後（令和13年4月～令和28年3月を想定）における ・燃料費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料D	・長期修繕計画書に基づく修繕・更新に係る費用 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料E	
指定管理料E－1	建築改修業務等期間中（令和10年4月～令和13年3月を想定）における ・人件費、光熱水費、燃料費及び修繕・更新に係る費用を除く維持管理業務費及び運営業務費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
指定管理料E－2	建築改修業務等終了後（令和13年4月～令和28年3月を想定）における ・人件費、光熱水費、燃料費及び修繕・更新に係る費用を除く維持管理業務費及び運営業務費 ・その他、上記に関連して必要と認められる費用

消費税及び地方消費税	・上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税
------------	--

2. 本事業費の支払方法

事業者は、施設改修業務、維持管理業務、運營業務までのサービスを事業者の責任により一体として提供し、市は、提供されるサービスを一体のものとしてその対価を以下のとおりに支払う。

1) 施設改修費の算定及び支払方法

施設改修費は、事業者が提案する事業提案書の施設改修業務に係る費用に基づき、算定する。施設改修費の支払方法は、以下のとおりとする。

表2 施設改修費の支払方法

令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度末に令和9年度の出来高部分（設計業務の成果物に係る出来高部分を除く）について、検査を行い、検査合格後、市は請求を受けた日から20日以内に支払う。 ・ただし、出来高部分に相応する施設改修費の10分の9以内の額を部分払いする。 <p>※出来高の部分払いを受けた場合においても、全部の引渡し完了するまでの間は、事業者は、当該出来高部分の管理についての一切の責めを負うものとする。</p> <p>※設計業務の完了分については、提案を踏まえて別途事業契約書で定める。なお、出来高部分の確認及び当該出来高の費用内訳が必要となるため、提案時に想定する出来高を内訳書で明確にすること。</p>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和10年度末に令和10年度の出来高部分（設計業務の成果物に係る出来高部分を除く）について、検査を行い、検査合格後、市は請求を受けた日から20日以内に支払う。 ・ただし、出来高部分に相応する施設改修費の10分の9以内の額を部分払いする。 <p>※出来高の部分払いを受けた場合においても、全部の引渡し完了するまでの間は、事業者は、当該出来高部分の管理についての一切の責めを負うものとする。</p> <p>※設計業務の完了分については、提案を踏まえて別途事業契約書で定める。なお、出来高部分の確認及び当該出来高の費用内訳が必要となるため、提案時に想定する出来高を内訳書で明確にすること。</p>
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和11年度末に令和11年度の出来高部分（設計業務の成果物に係る出来高部分を除く）について、検査を行い、検査合格後、市は請求を受けた日から20日以内に支払う。 ・ただし、出来高部分に相応する施設改修費の10分の9以内の額を部分払い

	<p>する。</p> <p>※出来高の部分払いを受けた場合においても、全部の引渡し完了するまでの間は、事業者は、当該出来高部分の管理についての一切の責めを負うものとする。</p>
令和12年度	<p>・市は、完了検査を行い、検査合格後、請求を受けた日から40日以内に施設改修費の残高を支払う。</p>

2) 指定管理料A、C及びEの算定及び支払方法

指定管理料A、C及びEは、事業者が提案する維持管理業務・運營業務に係る費用に基づき、算定する。

指定管理料A、C及びEの支払方法は、以下のとおりとする。

表3 指定管理料A、C及びEの支払方法

指定管理料 A-1	指定管理料A-1については、建築改修業務等期間中（令和10年4月～令和13年3月までを想定）、指定管理者基本協定に定める時期（四半期ごと・計12回を想定）及び金額に基づき、事業者を支払うものとする。
指定管理料 A-2	指定管理料A-2については、建築改修業務等終了後（令和13年4月から令和28年3月までを想定）、指定管理者基本協定に定める時期（四半期ごと・計60回を想定）及び金額に基づき、事業者を支払うものとする。
指定管理料 C-1	指定管理料C-1については、建築改修業務等期間中（令和10年4月から令和13年3月までを想定）、指定管理者基本協定に定める時期（四半期ごと・計12回を想定）及び金額に基づき、事業者を支払うものとする。
指定管理料 C-2	指定管理料C-2については、建築改修業務等終了後（令和13年4月から令和28年3月までを想定）、指定管理者基本協定に定める期間（四半期ごと・計60回を想定）及び金額に基づき、事業者を支払うものとする。
指定管理料 E-1	指定管理料E-1については、建築改修業務等期間中（令和10年4月から令和13年3月までを想定）、指定管理者基本協定に定める時期（四半期ごと・計12回を想定）及び金額に基づき、事業者を支払うものとする。
指定管理料 E-2	指定管理料E-2については、建築改修業務等終了後（令和13年4月から令和28年3月までを想定）、指定管理者基本協定に定める期間（四半期ごと・計60回を想定）及び金額に基づき、事業者を支払うものとする。

3) 指定管理料Bの算定及び支払方法

指定管理料Bは事業期間中に発生した光熱水費に基づき、精算する。

指定管理料Bの支払方法は以下のとおりとする。

表4 指定管理料Bの支払方法

指定管理料	<p>・指定管理料B-1については、建築改修業務等期間中（令和10年4月から</p>
-------	--

B-1	<p>令和13年3月までを想定)、実績に応じて年1回、事業者に対して支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の光熱水費が提案における光熱水費を下回る場合はその残額を市に返還するものとし、上回る場合はその差額の負担に関して協議の上、追加の支払額を決定する。 ・なお、提案に当たっては、71,463千円/年(税抜き)を見込むこと。
指定管理料 B-2	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料B-2は、建築改修業務等終了後(令和13年4月から令和28年3月までの15年間を想定)、実績に応じて年に1回、事業者に対して支払う。 ・実際の光熱水費が提案における光熱水費を下回る場合はその残額を市に返還するものとし、上回る場合はその差額の負担に関して協議の上、追加の支払額を決定する。 ・なお、提案に当たっては、92,533千円/年(税抜き)を見込むこと。

4) 指定管理料Dの算定及び支払方法

指定管理料Dは、事業者が提案する「長期修繕計画」に基づいて実施される修繕・更新費に基づき、算出する。

指定管理料Dの支払方法は以下のとおりとする。

表5 指定管理料Dの支払方法

費用項目	指定管理料D
支払対象期間	<p>維持管理・運営期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和10年4月～令和28年3月
回数	18回(18年間)
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料Dは、令和10年4月から令和28年3月までの18年間にわたり、指定管理者基本協定に定めた時期(年度ごと)に、指定管理者基本協定に定めた額を事業者に対して支払う。 ・「当該年度の修繕・更新費」の実施額が「長期修繕計画で定めた当該年度の修繕・更新費」を下回った場合、残額分は当該年度末に精算する。 ・「当該年度の修繕・更新費」が「長期修繕計画で定めた当該年度の修繕・更新費」を上回る場合、超過分の修繕・更新業務は別途協議する。

5) 消費税及び地方消費税

上記で示す支払い額は消費税及び地方消費税の額を含む。消費税及び地方消費税については、指定管理料A～Eの支払期毎に算定する。消費税率の改定及び料金改定に伴う取扱いについては別途協議をする。

3. 施設改修費の改定

1) 施設改修費の改定

①対象となる費用

対象となる費用は、施設改修費を構成する「施設改修業務」に関する費用のうち「建築改修業務」に要する費用のみとする（以下、単に「建築改修業務」に要する費用という。）

なお、建築改修業務に伴う各種申請等の業務、施設に関する保険付保、竣工検査・引渡し、什器備品の調達、設置及びその他業務に要する費用は対象外とする。

詳細は設計施工一括契約書（案）に示す。

②基準となる指標

物価変動による、「建築改修業務」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。なお、改定率の算定に用いる指数及び対象となる業務の区分については、事業者において次に指定するもの以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後から事業契約締結までに、提案された価格指数について、妥当性、合理性について、市と協議した上で、市が認めた場合は事業契約書に定めるものとする。また、用いる指標がなくなる、又は内容が見直されて本事業の実態に沿わない場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定める。

表6 基準となる指標

費用	基準となる指標
「建築改修業務」に要する費用	建設物価建築費指数（2015年基準）（建設物価調査会）－（事務所 Office RC－工事原価）

③改定方法

入札公告日の属する月の最新の指標値と本施設の工事着手日後の基準日[※]の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。変更額は、施設改修費の「建築改修業務」に要する費用の1.5%に相当する金額を超える部分の金額とする。

※：工事着手日後の基準日は、上記の請求があった日とする。

施設改修費は、以下の計算方法により改定する。

【改定の計算方法】

【物価変動率】

物価変動率＝

（工事着手後の基準日の属する月の指標値／入札公告日の属する月の最新の指標値）－1

※物価変動率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【施設改修費の増減額】

物価変動率 >0.015 の場合

増額分 $=$ 残施設改修費 \times 物価変動率 $-$ 残施設改修費 $\times 0.015$

物価変動率 <-0.015 の場合

減額分 $=$ 残施設改修費 \times 物価変動率 $+$ 残施設改修費 $\times 0.015$

※残施設改修費は、契約時の施設改修費から工事着手日後の基準日の出来形部分に相応する施設改修費を控除した額をいう。

①の請求は、①、②により施設改修費の改定を行った日から12か月経過後の本施設の設計業務及び建築改修業務等期間内に再度行うことができる。この場合において、①、②の文章中の「基本契約締結日」は「工事着手日後の基準日」「工事着手日後の基準日」は「施設改修費の改定を行った日から12か月経過後の基準日」「契約時」は「改定後」とする。

注)「施設改修費の改定を行った日から12か月経過後の基準日」は、③の請求があった日とする。

事業者は、毎年度7月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度の施設改修費の合計金額を市へ報告し、市の確認を受けるものとする。改定を行わない場合も同様である。なお、改定の判断の基となる金額は前回改定時の金額を用いる。

2) 指定管理料A、C、D及びEの改定方法

①対象となる費用

対象となる費用は、指定管理料A、C、D及びEの維持管理業務及び運営業務に係る費用とする。

②基準となる指標

物価変動による、指定管理料A、C、D及びEの改定に使用する指標は下表のとおりとする。

なお、改定率の算定に用いる指数及び対象となる業務の区分については、事業者において次に指定するもの以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後から事業契約締結までに、提案された価格指数について、妥当性、合理性について、市と協議した上で、市が認めた場合は事業契約書に定めるものとする。また、用いる指標がなくなる、又は内容が見直されて本事業の実態に沿わない場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定める。

表7 基準となる指標

	費用	基準となる指標
指定管理料A	人件費	賃金指数（厚生労働省 毎月勤労統計調査） 一事業所規模5人以上、調査産業計、決まって支給する給与（厚生労働省 毎月勤労統計調査）
指定管理料C	燃料費	消費者物価指数 ガス代（総務省統計局）

	費用	基準となる指標
指定管理料D	修繕費	建設物価建築費指数（2015年基準）（建設物価調査会） －（事務所 Office RC－工事原価）
指定管理料E	人件費・修繕費・光熱水費を除く維持管理費	「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局） － 建物サービス

③改定方法

物価変動に基づき、上記②に示す価格指数が前回改定時（初回は入札公告時の価格指数）に比べて1.5%以上の変動が認められる場合に、次の算式に基づき改定する。

$$Y※1 = \alpha \times X$$

X：前回改定時の指定管理料

Y：改定増減額（指定管理料の増減額）

$$\alpha※2：改定率 = \frac{\text{改定時の指数}※3}{\text{前回改定時の指数}※4} - 1$$

※1 改定の計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を切り捨てるものとする。

※2 当該改定率 α は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

※3 改定時の指数とは、改定時点における直近12か月の平均値とする。

※4 前回改定時の指数とは、前回改定時点における直近12か月の平均値とする。なお、初回については、入札公告日における直近12か月の平均値とする。

※5 指定管理料A、C、Eについて、初回の改定は指定管理料の支払い開始時点に行うものとする。改定時の指数は、支払い開始時点における直近12か月の平均値とし、前回改定時の指数は、入札公告日における直近12か月の平均値とする。

事業者は、毎年度9月末までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度の指定管理料の合計金額を市へ報告し、市の確認を受けるものとする。改定を行わない場合も同様である。なお、改定の判断の基となる金額は前回改定時の金額を用いる。

別紙－3 モニタリングの実施

1. モニタリングの基本的な考え方

入札公告時に市が提示した要求水準書等及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能に基づいて適正かつ確実な維持管理・運營業務の履行水準の確保がなされているかどうかを確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングにより要求水準に達していない、又は達しないおそれがあると判断した場合には、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求めるものとする。これらの措置を講じることは、指定管理協定に基づく市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

なお、モニタリングは、市と事業者との対話を通じて、本施設における、サービス提供が利用者の安全・安心・利便性などを確保した水準を保つことを目的として実施するものである。

2. 施設改修におけるモニタリング

市は、施設改修段階のモニタリングを要求水準書等に示すとおり実施する。実施に当たり、事業者は要求水準書等チェックリストを提出するものとする。

3. 維持管理・運営におけるモニタリング

1) モニタリングの方法

モニタリングは、事業者が行うセルフモニタリングに基づく運營業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時のモニタリング、指定管理者選考委員会が年1回程度のモニタリングを行うこととする。

事業者は、市が、下記の各モニタリングに関して合理的な範囲に関連する資料の提出、説明及び調査協力を求めた場合は、事業者はこれに応じなければならない。

2) 成果指標（目標値）

施設の設置目的の達成度や施策の達成度、サービスの向上などを客観的に評価するため、成果指標（目標値）の設定を行う。提案時は成果指標に対する令和10年度から令和28年度までの年度ごとに目標値を示すこと。

なお、成果指標（目標値）はモニタリングの際の評価の視点となる。成果指標（目標値）は以下に示す下限値以上の指標を事業者が設定すること。

【成果指標1】 冬季繁忙期（12月から2月まで）における利用者満足度（％）

指標下限値：80％

対象となる数値：相模原市営斎場サービスに対する冬季繁忙期における利用者の満足度調査への回答を対象とする。

【成果指標2】 省エネ貢献度（令和14年度から実施）

指標下限値：100％

対象となる数値：改修後の令和13年度を基準年度とし、以下の算出方法に基づく、エネルギー

使用量削減率を対象とする。

※算出方法について

電気、ガス、水道それぞれの火葬炉利用1件あたりの使用量を算出し、基準年度（改修後の令和13年度使用量）からの削減率を算出する。その後、目標値を削減率で割り返し、達成度を算出する。

① 原単価の算出

年間電気使用量÷年間火葬炉利用件数＝1件あたりの電気使用量

年間ガス使用量÷年間火葬炉利用件数＝1件あたりのガス使用量

年間水道使用量÷年間火葬炉利用件数＝1件あたりの水道使用量

※年間火葬炉利用件数は、死体のほか死胎、改葬等も含む。

② 電気、ガス、水道それぞれの削減率の算出

基準年度の1件あたりの使用量をA、評価年度の1件あたりの使用量をB、基準年度からの削減率をCとする。

$$(B-A) \div A = C$$

③ 評価年度全体の削減率の算出

指定管理運営費に含まれる電気、ガス、水道の予算割合を基に算出。

電気予算割合：34%、ガス予算割合：60%、水道予算割合：6%

電気の削減率をC（電気）、ガスの削減率をC（ガス）、水道の削減率をC（水道）とする。

$$(C(\text{電気}) \times 0.34 + C(\text{ガス}) \times 0.60 + C(\text{水道}) \times 0.06 + 1) \times 100 = \text{全体削減率}(\%)$$

④ 達成度の算出

$$\text{目標値}(\%) \div \text{全体削減率}(\%) = \text{達成度}(\%)$$

3) 事業者によるモニタリング（一次モニタリング）

① 事業者からの各種報告書の提出

事業者は、事業契約書（案）に定められた各施設の維持管理状況、運営状況、年間事業契約書の進捗管理等の点について継続的に自己点検を行い、毎月10日までに事業報告書（月報）を作成し、市に報告するとともに、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を毎年度終了後30日以内に提出する。市は提出された事業報告書の内容を確認する。

② 利用者満足度調査

事業者は、本施設の維持管理・運営における市民ニーズの把握及び利用者の満足度を把握するため、それぞれの施設で年1回以上のアンケート調査を実施すること。アンケート内容及び実施時期等の方法については、事前に市と協議の上、決定する。

上記の調査以外に、自主事業実施の場合は、当該事業に関するアンケート調査を別途行うなど、より良い自主事業の企画・運営に努めること。

4) 市によるモニタリング（二次モニタリング）

ア 定期モニタリング

事業者が毎月10日までに提出する事業報告書（月報）の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、事業報告書（月報）の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、事業者の提案に基づき契約後に市と事業者が協議の上、決定する。

イ 随時モニタリング

市が必要と認める場合、事業報告書（月報）による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、事業者に事前に通知した上で、本施設の維持管理及び運営状況を事業者の立会いのもと確認することができる。事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

ウ 実施体制についてのモニタリング

市は、業務遂行体制が事業計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。

エ リスク対応についてのモニタリング

市は、事業者がリスク分担を図るための事業契約等を締結する段階において、以下に例示する事業計画に提案されたリスク対応策が履行されているかの確認を行う。

- ・ 保険契約の内容
- ・ 事業者と構成企業又は協力企業との間で締結される契約の内容等

5) 指定管理者選考委員会によるモニタリング（三次モニタリング）

指定管理者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）は市及び事業者とは異なる客観的な視点に立ち、事業者の管理運営に対する評価・検査結果や、モニタリングシートの確認などを通して、運営上の課題の発見や、市及び事業者に対する助言等を行う。また、施設の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を基に、事業者の財務状況を把握する。これに加えて、計算書類等に反映される取引が事業計画どおりに事業を遂行した結果であるかどうか、その結果が事業者の財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行う。この際、事業者の計算書類等では事業計画との関係が確認できない場合、計算書類等に反映される取引に関する契約書類、事業者の実施体制、リスク対応、資金収支、事業者の経営活動等の確認を行う。

6) 中間・最終評価

事業者が実施した各施設の維持管理状況、運営状況を総合的に評価するため、令和27年度に選考委員会による中間評価を行う。また、本事業の事業期間終了後に選考委員会により維持管理・運営期間全体を通じた最終評価を行う。

別紙－4 事業者が付保する保険について

1. 施設改修期間

1) 建設工事保険

保険契約者	: 建設JV
被保険者	: 建設JV
保険の対象	: 本事業契約の対象となる全ての工事
保険期間	: 本件工事の着工日を始期とし、各施設全ての引渡が完了する日を終期とする
保険金額	: 各施設の施設改修費（消費税及び地方消費税を含む。）
補償する損害	: 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
控除額	: 1事故当たり10万円以下（ただし火災、落雷及び破裂・爆発による損害の場合は控除額を適用しない。）
特約	: 水災危険担保特約

2) 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 建設JV
被保険者	: 建設JV
保険期間	: 本件工事の着工日を始期とし、各施設全ての引渡が完了する日を終期とする
保険の対象	: 本事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保
保険金額	: 対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	: 本件工事に起因して第三者の身体損害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: 1事故当たり5万円以下
特約	: 被保険者間交差責任担保特約

2. 維持管理・運営期間中の保険

1) 第三者賠償責任保険（請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）

保険契約者	: 建設JV
被保険者	: 建設JV
保険期間	: 維持管理・運営期間（期間中更新していくことは可とする。）
保険金額	: 対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり20百万円以上
補償する損害	: 本施設の使用又は管理並びに本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損失
免責金額	: 1事故当たり5万円以下
特約	: 被保険者間交差責任担保特約

2) 損害共済

市は、「全国市長会」市民総合賠償補償保険に加入しており、公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合保険共済の保険付保を予定している。

事業者は、第三者損害補償保険など適切な範囲で保険などに加入すること。

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。